



八 下 業 第118号
令和 7年 7月18日

八街市下水道事業運営審議会会長 様

八街市長 北村 新司



下水道使用料の見直しについて（諮問）

八街市下水道事業運営審議会条例第2条の規定により、下水道使用料の見直しについて、下記のとおり貴審議会の意見を求めます。

記

本市の下水道使用料は、平成22年4月1日の改定から15年を経過しており、現行の使用料では事業を維持する経費を賄いきれず、不足分を税収を原資とする一般会計からの繰入金で補う状況が続いています。

今後、人口減少等に伴う下水道使用料収入の減少や昭和50年代に建設した施設の老朽化対策の増大、光熱費等の高騰による汚水処理費用の増大など、下水道事業を取り巻く経営環境は厳しさを増しています。

こうした中、一般会計からの繰入金によって下水道事業を運営することは、下水道を使用しない市民等にも負担が生じていることになり、受益者負担や税の公平性の観点から、一般会計からの繰入金に依存するのではなく、公営企業として自らの収入をもって独立採算の原則に基づき経営を持続していく必要があります。

このような現状を踏まえ、公共水域の水質保全、市民生活環境の改善等公共の福祉を増進していくことを目的として健全に経営していくため、下水道使用料の見直しについて諮問するものです。